

## 【別紙2】アンケート結果

アンケート調査に係る基礎情報

実施時期：平成23年6月15日から平成23年7月14日まで

実施方法：アンケート調査（択一式、ただし、その他を選択の場合は任意記入欄あり）

実施母体：農家台帳に登録の全ての農家（農会所属の農家には農会長経由で郵送、その他は直送）

配布枚数：730通

回収方法：アンケート郵送の際に同封した料金受取人払い封筒による

回収率：36.7%（268通/730通）

### ア、農業委員会が決定できる下限面積について

#### 下限面積の変更について

##### 【1】農業委員会が下限面積を変更する場合、どの程度にするのが適当だと思いますか。

選択枝	地区区分	本庁	鳴尾	瓦木	甲東	山口	塩瀬	非農会	合計
1、5a（約5畝）		23	0	6	7	14	3	1	54
2、10a（約1反）		14	2	13	18	34	11	1	93
3、15a（約1反5畝）		1	0	0	0	2	0	0	3
4、変更しなくてよい（20a）		10	4	18	20	32	10	5	99
5、その他（適当と思う面積を記載下さい：a）		1	1	2	0	2	0	0	6
6、無回答		3	0	2	1	3	1	3	13
合計		52	7	41	46	87	25	10	268

地区区分は支所設置条例による。

##### 【2】上記の選択枝を選んだ理由はなんですか。（複数回答可）

###### < 下限面積を20a（約2反）以下に引き下げるべきと考える理由 >

選択枝	地区区分	本庁	鳴尾	瓦木	甲東	山口	塩瀬	非農会	合計
1、20aでは、新規参入者の参入障壁になるから		23	1	9	13	27	5	0	78
2、20aも面的にまとまった農地がなく貸せないから		20	3	5	10	20	4	1	63
3、貸し借り要件が緩和することで自身の農地の活用の幅が広がる		27	1	10	8	20	5	3	74
4、その他（内容：）		2	0	2	2	4	1	0	11

###### < 下限面積を20a（約2反）以上に引き上げるべきと考える理由 >

1、現状において農地の細分化があるから		3	1	4	5	7	2	1	23
2、農業をする経営体に農地を集約するべきだから		2	1	2	2	6	0	2	15
3、その他（内容：）		0	0	0	1	3	0	0	4

##### 【3】売ってもよい、貸してもよいとする農地の面積が20a未満のために、農地を借りたいと希望者の意向に添えなかったことがありますか。

選択枝	地区区分	本庁	鳴尾	瓦木	甲東	山口	塩瀬	非農会	合計
1、ある		3	0	0	4	6	4	0	17
2、なし		34	7	32	35	67	17	6	198
無回答		15	0	9	7	14	4	4	53
合計		52	7	41	46	87	25	10	268

### 地区別に下限面積を設定することについて

【1】農業委員会が変更できる下限面積は、地域の実情等に応じて、地区別aと地区別に設定することも可能です。

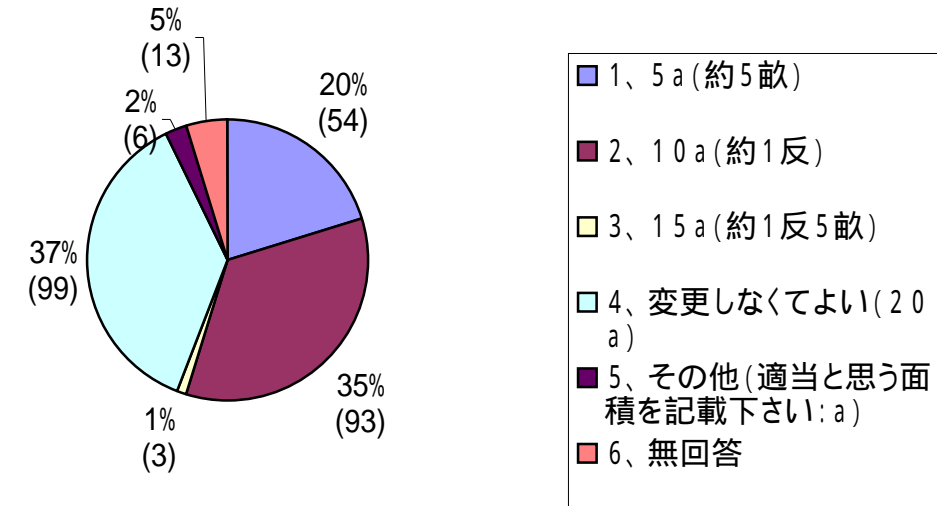
#### 下限面積の変更にあたり地区独自の下限面積の導入が必要だと思いますか。

選択枝	地区区分	本庁	鳴尾	瓦木	甲東	山口	塩瀬	非農会	合計
1、必要		25	2	10	14	37	8	1	97
2、不要		5	2	12	12	10	7	2	50
3、わからない		17	3	17	18	37	10	7	109
4、その他（内容：）		0	0	0	1	1	0	0	2
無回答		5	0	2	1	2	0	0	10
合計		52	7	41	46	87	25	10	268

#### 【2】上記で「1、必要」とご回答いただいた方のみにお伺いします。必要と思う理由はなんですか。（複数回答可）

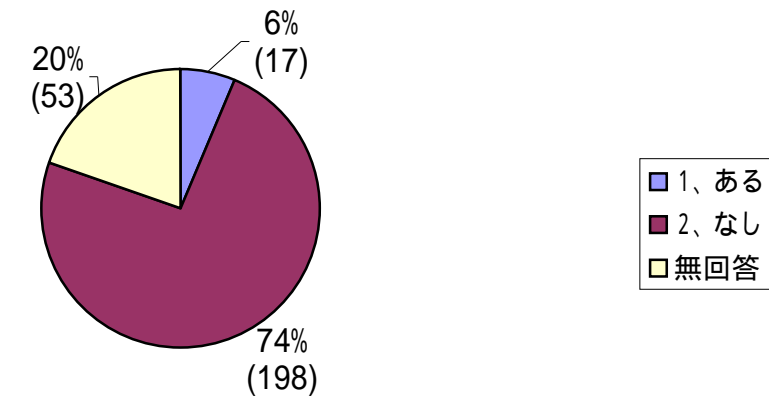
選択枝	地区区分	本庁	鳴尾	瓦木	甲東	山口	塩瀬	非農会	合計
1、地元で議論になっているから		12	0	0	0	4	1	0	17
2、新規就農者に対する受け入れが容易になるから		19	1	8	7	23	7	1	66
3、地元の合意がとれるから		20	1	1	4	6	2	0	34
4、その他（内容：）		2	1	3	0	10	2	0	18

#### 【1】下限面積を変更する場合、どの程度にするのが適当だと思うか。



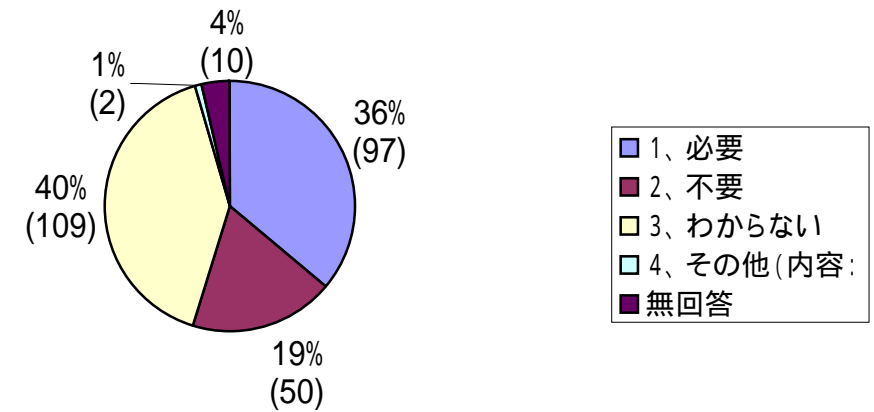
アンケート回答者（以下「回答者」）の56%が下限面積を下げる項目を選んでいる。一方で37%の方が現状維持を望まれている。  
 なお、地区別に下限面積を下げる項目を選ばれた方の割合は、本庁71%、鳴尾28%、瓦木46%、甲東54%、山口55%、塩瀬56%、非農会20%となった。  
 その他の任意記入欄では、下限面積の規定の撤廃とするものや、貸し借り、売買で設定面積を分けることで所有権の分断をさける旨の記載があった。

#### 【3】売ってもよい、貸してもよいとする農地の面積が20a未満のために、農地を借りたいと希望者の意向に添えなかったことがありますか。



当該設問では、借り手、購入希望者が現れたにも関わらず、下限面積が足かせで農地の貸し借りが制約された実態を把握するものである。  
 過去17件、耕作目的で農地所有者に貸し借り希望等の問い合わせがあったことが判明した。  
 農地の流動化に係る機会ロスがあったことがわかる。

#### 下限面積の変更にあたり地区独自の下限面積の導入が必要だと思いますか。



回答者の内、地区別に下限面積を設定する必要があると考える方は、必要でないと考えられる方の倍にあたる36%（97名）であった。  
 ただし、導入の必要性がわからないとする方がそれを超える40%あることから、農業委員会として制度の啓発、周知の必要が感じられる。

就農希望者への自己所有地の貸付について

〔1〕新規就農を希望する者がいた場合に自身の農地を貸してもよいと思いますか。

選択枝	地区区分	本庁	鳴尾	瓦木	甲東	山口	塩瀬	非農会	合計
1、是非貸したい。		1	0	0	0	3	1	0	5
2、貸してもよい。		12	1	6	10	16	8	3	56
3、貸さない。		14	4	19	19	39	12	4	111
4、わからない。		17	1	12	9	14	3	2	58
5、その他(内容:		1	0	0	1	3	0	0	5
無回答		7	1	4	7	12	1	1	33
合計		52	7	41	46	87	25	10	268

〔2〕農業を事業としようとする会社(一般法人)に自身の農地を貸してもよいと思いますか。

選択枝	地区区分	本庁	鳴尾	瓦木	甲東	山口	塩瀬	非農会	合計
1、是非貸したい。		2	0	0	0	2	1	0	5
2、貸してもよい。		9	1	3	8	13	7	1	42
3、貸さない。		15	4	21	18	40	12	6	116
4、わからない。		15	1	12	10	18	3	2	61
5、その他(内容:		1	0	1	1	3	0	1	7
無回答		10	1	4	9	11	2	0	37
合計		52	7	41	46	87	25	10	268

〔3〕上記の選択枝を選んだ理由はなんですか。(複数回答可)

<貸すことについて選ばれた理由>

選択枝	地区区分	本庁	鳴尾	瓦木	甲東	山口	塩瀬	非農会	合計
1、高齢のため自身で耕作できないから		6	0	1	6	8	5	1	27
2、農業以外を職業としているため、耕作できないから		7	0	0	2	5	3	1	18
3、貸すことで農地を守りたいから		12	1	3	5	11	4	3	39
4、担い手を育てたいから		2	0	1	1	6	1	1	12
5、その他(内容:		9	0	0	0	2	1	0	12

<貸さないを選ばれた理由>

1、自分に農地が帰ってくるかどうか不安だから		6	2	7	11	10	4	1	41
2、小作権など権利関係がややこしいから		6	0	11	7	22	7	4	57
3、農地を荒らされるかもしれないから		5	1	4	8	11	5	1	35
4、農業以外を職業としているが、退職後に自身で営農するか		8	1	3	2	16	1	0	31
5、その他(内容:		3	1	5	4	8	2	1	24

〔4〕貸し借りについての制度(農地法、小作権)など農業委員会に聞きたいと思いますか。

選択枝	地区区分	本庁	鳴尾	瓦木	甲東	山口	塩瀬	非農会	合計
1、はい		7	0	2	4	17	8	0	38
2、いいえ		14	5	24	25	30	13	4	115
無回答		31	2	15	17	40	4	6	115
合計		52	7	41	46	87	25	10	268

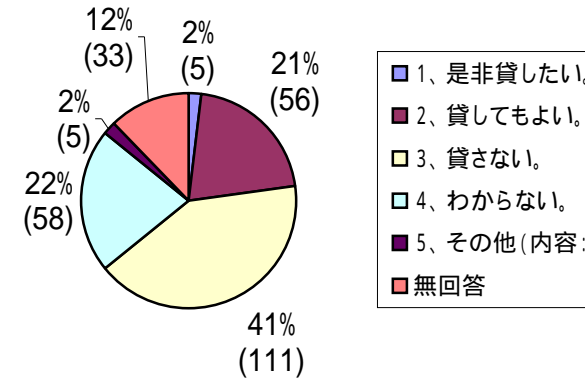
イ、生産緑地地区への指定希望について

生産緑地地区について

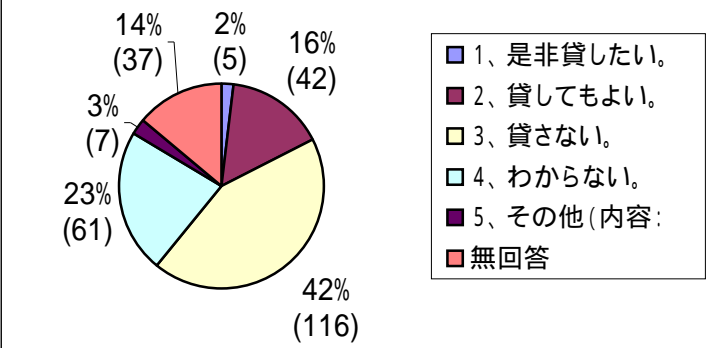
〔1〕所有されている農地のうち、新たに生産緑地地区への指定を希望する農地はありますか。希望する農地がある場合は、その理由と面積を記入して下さい。

選択枝	地区区分	本庁	鳴尾	瓦木	甲東	山口	塩瀬	非農会	合計
1、指定を希望する農地がある		2	1	1	3	3	2	0	12
2、指定を希望する農地がない		28	4	28	28	56	22	10	176
無回答		22	2	12	15	28	1	0	80
合計		52	7	41	46	87	25	10	268

〔1〕新規就農を希望する者がいた場合に自身の農地を貸してもよいと思いますか。

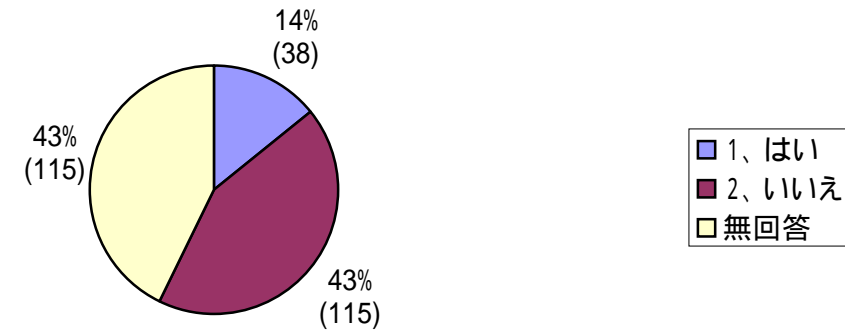


〔2〕農業を事業としようとする会社(一般法人)に自身の農地を貸してもよいと思いますか。



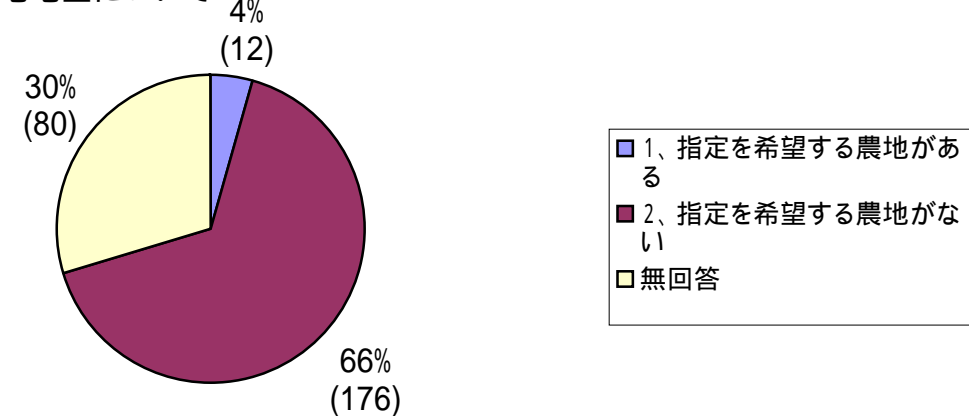
新規就農者や一般法人に自身に農地を貸してもよいと考える方は、いずれも2割前後ではあるが、高齢化等で耕作できなくなりつつある農地の流動化により担い手育成等の意欲がある方が存在していることから、法的にどうすればそれが可能になるか農業委員会の役割が期待される。一方、貸さないという方が4割いるが、積極的に自身で耕作できていることが推測できる。

〔4〕貸し借りについての制度(農地法、小作権)など農業委員会に聞きたいと思いますか。



当該意見は別紙のとおりであり、「はい」と回答では、特に小作権等の権利関係を整理・確認されたいとの旨の記載が多くあった。一方、「いいえ」を選択された方は、既に制度を知っている、現状において貸し借り等の予定がないため必要ない等の記載が見られた。また、43%の方は無回答であり、農業委員会が何をしているか分からない、法制度に直接関わらない等の理由が考えられる。農業委員会活動の周知等の活動の必要性が感じられる。

生産緑地地区について



4%にあたるかたが追加指定を希望されている。一方で、全体の2/3の方が追加指定を希望する農地がないと回答されている。なお、当該結果については、都市計画グループにて別途とりまとめ、業務参考としていただいているところである。

## 自由記述とりまとめ

### ア、農業委員会が決定できる下限面積について

#### 下限面積の変更について

【1】農業委員会が下限面積を変更する場合、どの程度にするのが適当だと思いますか。

5、その他(適当と思う面積を記載下さい:a)

本庁	
鳴尾	・規定の撤廃
瓦木	
甲東	
山口	・売買は、15a、賃借は5a
塩瀬	

【2】上記の選択枝を選んだ理由はなんですか。(複数回答可)

<下限面積を20a(約2反)以下に引き下げるべきと考える理由>

4、その他(内容):

本庁	・地域によりことなるが、街中では農地が少ない。
鳴尾	
瓦木	・道路にかなり小さくなりました。 ・遊休農地が今よりも減少すると思うので
甲東	・農業委員会が必要ない。 ・区画整理により各農家の耕作地面積が減少したため
山口	・家庭菜園的に ・農地取得をできやすくしてもらいたい。
塩瀬	・農地が少なくなるから、道路、宅地等で

<下限面積を20a(約2反)以上に引き上げるべきと考える理由>

3、その他(内容):

本庁	
鳴尾	
瓦木	
甲東	・西宮のような都市部では下限面積をいくらにしても、農地として運営することは事業として経済的に成り立たない
山口	・農業経営が小さいから ・細分化する事が農業という業態にとって必ずしも良い事ばかりとは思わない。閉鎖的かもしれないが、農業本来の体系を保全・維持するためにも、易く取り崩すのではなく、一定以上の条件と基準を遵守し継続していく必要があると思う。新規就農も確かに大切だが、その為にも委員会と現農業者間での更なる知恵と工夫、活用術を連携して取り組むことが日本の農業の将来にとって重要ではないだろうか。仕方がないから遊休農地を解放していくのと農業促進活性は違うと思う。
塩瀬	

### 地区別に下限面積を設定することについて

【1】農業委員会が変更できる下限面積は、地域の実情等に応じて、地区 a<sub>1</sub>と地区別に設定することも可能です。下限面積の変更にあたり地区独自の下限面積の導入が必要だと思いますか。

4、その他(内容):

本庁	
鳴尾	
瓦木	
甲東	・農業委員会が必要ない。
山口	・特例的な場合があっても市内事情的にはある程度やむを得ないかもしれない。 ・貸し借りについては細分化でもよいが、売買に関しては、あまり細分化もよくなく、これまでの20aが妥当だと思う。 ・地区により格差があると思うから。 ・各個人の少ない面積の所有者はどうなるのか不安。 ・貸農園の小規模農業があって良い地区とそうしてはいけないう地区があって当然
塩瀬	

【2】上記で「1、必要」とご回答いただいた方のみにお伺いします。必要と思う理由はなんですか。(複数回答可)

その他(内容):

本庁	・売却しやすいと思うから
鳴尾	・地区ごと事情が違うから ・地区によって土地実情が違うため ・西宮でも地域によって差があるから。
瓦木	
甲東	
山口	・棚田的で一枚の面積が小さいから ・六甲の表、北部では土地の価値観が違うから ・家庭菜園的に ・地元で検討するべき ・地区毎に事情が違うのだから。
塩瀬	・当該地区は棚田が多いため ・少なくなれば農業者でなくなる。

就農希望者への自己所有地の貸付について

【1】新規就農を希望する者がいた場合に自身の農地を貸してもよいと思いませんか。

5、その他(内容):

本 庁	・人物次第
鳴 尾	
瓦 木	・新規就農希望者でも自分で実際に作ってみてやれるかやれないか実験田が必要と考える
甲 東	・相手による
山 口	・農地面積が小さいから貸さない。 ・ルール、マナーを守っていただくこと、貸主は、地区の情勢ルール、農会等への届出等を考慮して欲しい。 ・営農できなくなったら貸してもよい。
塩 瀬	

【2】農業を事業としようとする会社(一般法人)に自身の農地を貸してもよいと思いませんか。

5、その他(内容):

本 庁	・会社の取り組み姿勢をよく吟味してから
鳴 尾	
瓦 木	・小面積のために問題にすることができない。 ・期間が長いだろうから、貸さない1,3,5年なら考えるかもわからない。
甲 東	・土地面積が少ない。
山 口	・農地面積が小さいから貸さない。 ・事業者等、大掛かりな法人が入ることにより地区の風習が失われる懸念がある。
塩 瀬	

【3】上記の選択枝を選んだ理由はなんですか。(複数回答可)

<貸すことについて選ばれた理由>

5、その他(内容):

本 庁	・現在一部、NPOと共同で農業をしている、後継者は会社員であるが、稲作だけならどうにか農業を維持できるのではないかと考えている。 ・市民農園として貸してみたい。
鳴 尾	
瓦 木	
甲 東	
山 口	・いつまで耕作できるかわからない。 ・将来自身が耕作できなくなる。
塩 瀬	・すべて宅地にすれば、保水力がなくなるから。

<貸さないを選ばれた理由>

その他(内容):

本 庁	・宅地化も考えるから ・自作する気持ちがあるから ・自然農法と健康のため
鳴 尾	
瓦 木	・農地が少ないから ・生産緑地 ・専業経営の為、農地を貸す必要にせまらない。 ・専業農家なので貸す農地がない。
甲 東	・自身で営農するから。 ・現在農業で使用しているから。 ・土地の場合は1から2年の短期ではない、今後税制や相続税法がどうなるかわからない、信用できないのでは無理
山 口	・自己所有農地が少なく耕作に困っていないから、規模拡大を図りたい。 ・借人の資質と内容次第では貸してもよいが、賃貸借を結ばない無償提供、こちらの都合でいつでも原状に戻せることができるのが条件 ・農地面積がわからないから ・現在自分が耕作しているから ・今のところ家族で経営できているから ・地区での風習・暗黙のルールを損なわれる、借主が自己主張をしかねない。地区の対策・施策等に加盟する等の条件付与 ・所有者が10a未満で貸すほどない。
塩 瀬	・もめたくないから

**【4】貸し借りについての制度(農地法、小作権)など農業委員会に聞きたいと思いますが。**

1、はい

本 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>調整区域内農地の転用・売買について</li> <li>農地相談をしたい</li> <li>小作権によって将来不利益にことにならないか知りたい。</li> <li>農地法、小作権</li> <li>遊休地について</li> <li>いろいろ事例があると思う。具体的に例を上げ説明、法的に如何なものかを説明されたい。</li> </ul>
鳴 尾	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産緑地にしていけないので転用又は、売却</li> </ul>
瓦 木	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸した場合期間は決められるのか。</li> <li>専業経営の為、農地を貸す必要にせまられない。</li> <li>生産農地(相続)でも貸すことはできますか。</li> </ul>
甲 東	<ul style="list-style-type: none"> <li>小作権について</li> <li>法制度</li> <li>現在、小作をしている土地があります。これから先々どのように考えたら良いか等色々</li> </ul>
山 口	<ul style="list-style-type: none"> <li>農家の定義</li> <li>小作権が発生しない方法は</li> <li>農業を実際にしたことが無いので全体的にわからない</li> <li>農地法について</li> <li>小作権</li> <li>割合について6:4なのか。</li> <li>小作権と借地代金について</li> <li>小作権</li> <li>借地権をなくならないのか。</li> <li>農地法、小作権</li> <li>農業委員会は地区の現状を正確に把握してますか。実情は無法状態です。所有者に対する農地法等の周知徹底をお願いします。</li> <li>今後聞きます。</li> <li>法的な制限等</li> <li>農協が中心になって地域の農業補助、農業を推進していく方向で</li> <li>生産緑地</li> <li>小作権・賃貸契約書の作成</li> </ul>
塩 瀬	<ul style="list-style-type: none"> <li>小作料について2から10年来受け取っている小作料がかわっていないのですが、全ての価格が下がっているので毎年同じ金額をいただいているのでしょうか。</li> <li>農地法について</li> <li>小作権など</li> <li>昔は小作もしていましたが、年齢がすごく上がって行く、作っても作ってもやる気がなくてやめた。20年前は1反10万円だったと思う。</li> </ul>

2、いいえ

本 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点において必要がないため</li> </ul>
鳴 尾	
瓦 木	
甲 東	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市近郊では農地としての貸し借りは無理だ。</li> </ul>
山 口	<ul style="list-style-type: none"> <li>知っているから</li> <li>画一的な話しは役に立たない。現場へ足を踏み込んで実情を把握すること。</li> <li>基本的に貸し借りの必要性を持たないため</li> <li>借地であるため</li> <li>現在必要でないから</li> <li>今のところ必要ありません。</li> <li>自分で食べる米は自分でつくりたい。</li> </ul>
塩 瀬	<ul style="list-style-type: none"> <li>小作権など権利関係がどうなっているか不安です。</li> <li>費用、責任、決まりなどがわからない。</li> <li>現在は自分達で、できるから(楽しみ、気分転換)</li> <li>後継者がいるから</li> </ul>

**イ、生産緑地地区への指定希望について**

生産緑地地区について

**【1】所有されている農地のうち、新たに生産緑地地区への指定を希望する農地はありますか。**

1、指定を希望する農地がある:12

本 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>480㎡</li> </ul>
鳴 尾	<ul style="list-style-type: none"> <li>二人の名義だからできない。高齢だから(624)㎡</li> </ul>
瓦 木	<ul style="list-style-type: none"> <li>極力農地として維持していきたい(600㎡)</li> </ul>
甲 東	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域農地だが農地の続きなので(117㎡)</li> </ul>
山 口	<ul style="list-style-type: none"> <li>税金が高い(500㎡)</li> <li>税が高い(0.6㎡)</li> <li>指定申請漏れ(35㎡)</li> </ul>
塩 瀬	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣地住宅が無くなったので当該農地を生産緑地に変えたい(842㎡)</li> </ul>

2、指定を希望する農地がない:176

本 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初の宅地課税、生産緑地のチョイス今も疑問が残ります</li> </ul>
鳴 尾	
瓦 木	<ul style="list-style-type: none"> <li>少ない</li> </ul>
甲 東	<ul style="list-style-type: none"> <li>他市のように毎年指定を希望した場合、変更処理受付をして欲しい。</li> </ul>
山 口	
塩 瀬	